

「医療費のお知らせ」について

【ご意見】

年3回「医療費のお知らせ」というはがきが届きます。

この書類は確定申告時の医療費通知書として申告書に添付することができますと記載されています。

しかし、実際に確定申告の時には、裏面にも記載されているように11月、12月受診分は確定申告の時期には間に合いません。各自領収書を11月12月分は追加で出すようにとの事が記載されています。

この様な不備なものを提供していただいても確定申告には使用することができません。

このため次の何れかを提案します。

1.健康福祉部健康推進課国保医療係のご担当の方々の手間、印刷費用、郵送費用、コンピューターの使用料等を考慮するとこのようなものは廃止する。(過去にはこのようなものは来ていなかった。)

2.確定申告に間に合うよう書類の作成をし、送付してもらう。(実際には困難と思いますが。)

3.ネット上でこの情報を確認できるようにし、各自でダウンロードし、プリントアウトする。(セキュリティには注意する必要がありますが。)

4.上記の情報を市役所あるいは出張所でプリントアウトサービスができる様にする。

基本的に医療費情報はコンピューターに入力されているものと思いますので、市役所内の費用削減、用紙の削減なども進める必要があると思います。

またSDGsにも寄与するものと思います。市役所業務のDX化も進めていただければ紙で出す必要の無いものがあるのではと思います。

以上ご検討願います。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。
お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：健康推進課】

ご提案いただいた各内容の現在の状況については、下記のとおり法令や国等の通知により運用しております。

1. 医療費通知（「医療費のお知らせ」はがき）について

医療費通知はご自身が受診・利用した医療機関や日数、費用を確認することで、ご自身の健康を管理するとともに、医療機関への適切な受診に対する理解を深めていただくため、国民健康保険被保険者の皆様へ送付しています。

また、医療費通知の送付は、国通知により送付実施を求められていることや、未送付の場合は国から市町村への補助金が減り、それによって国民健康保険税増額等の影響を与えることも考えられるため、廃止は困難です。

2. 確定申告に間に合う書類作成について

医療機関に受診後、医療機関から千曲市に受診内容の記録が届くまでに内容確認等で最短2カ月必要となります。確定申告開始時期に間に合うよう医療費通知を発送するためには、10月受診分までの記録で医療費通知の作成をする必要があります。このため11・12月分領収書を自身で用意いただくこととなります。こちらは国民健康保険以外の他保険も同様となります。

なお、医療費通知の確定申告時の添付書類利用は、税制改正により平成30年より開始された制度です。本制度開始以前は申告に必要な全ての医療機関領収書をご自身で用意し、申告後5年間の保管が義務付けられておりましたが、医療費通知を利用することにより医療費通知記載分の領収書添付・保管が不要となっております。

3. インターネット上での医療費情報確認について

マイナンバーカード取得により、マイナポータルを利用し令和3年9月診療分以降の医療費通知情報が閲覧可能となり、確定申告時の利用のためのダウンロードや印刷は各自で行えるようになっていきます。確定申告時の利用方法については、国税庁ホームページで詳細を確認のうえご利用ください。

4. 上記の情報の市役所等での印刷について

確定申告時の添付書類は、医療費控除に関わらず必要書類を自身で準備し持参していただくこととなっています。

以上のとおり、法令や国等の通知に基づく運用を実施しておりますことをご了承願います。